

備考

一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十五単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十六単位以上（うち専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野三十四単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価を行うものとする。

(新設)

備考

一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十一単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、この省令による改正後の指定規則（以下「新指定規則」という。第四条第一項第四号及び第五号、第二項第四号及び第五号並びに第三項第三号及び第四号の規定は、令和九年四月一日から、新指定規則第四条第一項第六号から第十四号まで、第二項第六号、第三項第五号及び第四項第二号の規定は、令和八年四月一日から施行する。）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に言語聴覚士法（以下「法」という。）第三十三条第一号の指定を受けている学校又は言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）において、言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第一項第三号及び別表第一の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 令和八年四月一日までに法第三十三条第二号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 令和七年四月一日までに法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 施行日から起算して二年を経過する日までの間、法第三十三条第二号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第二項第三号及び別表第二の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

第二号 施行日から起算して一年を経過する日までの間、法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

第四条 新指定規則第四条第一項第六号の規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間、指定規則第四条第一項第五号中「免許を受けた後法第一条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）」とあるのは「次号に規定する要件を満たす言語聴覚士（以下「要件該当言語聴覚士」という。）」と、同号並びに同条第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「要件該当言語聴覚士」とする。

第五条 厚生労働大臣は、新規則第四条第一項第六号の規定の施行の日前においても、同号イに規定する講習会の指定をすることができる。

○厚生労働省令第五十九号
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十六条第二項及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項の規定に基づき、事業附属寄宿舎規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

(事業附属寄宿舎規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令)

第一条 事業附属寄宿舎規程（昭和二十二年労働省令第七号）の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

第九条 (略)

② 建物が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の規定にかかるわらず、寝室を建物の三階以上に設けることができる。

一 特定主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部）をいう。以下の号及び次条において同じ。）が、建築基準法施行令（昭

第九条 (略)

② 建物が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の規定にかかるわらず、寝室を建物の三階以上に設けることができる。

一 主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第一条第五号に規定する主要構造部）をいう。以下の号において同じ。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改

正

前

第九条 (略)

和二十五年政令第三百三十八号) 第百十条各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、特定主要構造部に係る同法第二十七条第一項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 (略)

第十条 建物の一むねの建築延べ面積が千平方メートルを超える場合においては、防火上有効な構造の防火壁によつて区画し、且つ、各区画の延べ面積を千平方メートル以内としなければならない。但し、建物の特定主要構造部が耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であり又は同条第五号に規定する主要構造部が同条第九号に規定する不燃材料で造られている場合においては、この限りでない。

(医療法施行規則の一部改正)

第二条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
	改	正	前

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。

一 (略)

二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二第一項に規定する放射線治療病室にあつては、地階に、特定主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。)を耐火構造(同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二の二・七 (略)

八 第三階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(特定主要構造部が耐火構造であるか、又は主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)が不燃材料(同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られている建築物にあつては百平方メートル)以下のものについては、患者の使用する屋内にあつては百平方メートル)以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることがができる。

二 (略)

第十条 建物の一むねの建築延べ面積が千平方メートルを超える場合においては、防火上有効な構造の防火壁によつて区画し、且つ、各区画の延べ面積を千平方メートル以内としなければならない。但し、建物の特定主要構造部が耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であり又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られている建築物にあつては百平方メートル)以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	前
	改	正	前

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。

一 (略)

二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二第一項に規定する放射線治療病室にあつては、地階に、主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二の二・七 (略)

八 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られている建築物にあつては百平方メートル)以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。

二 (略)

第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、特定主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二 (略)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○**厚生労働省令第六十号**

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第四号及び精神保健福祉士法（平成九年法律第一百三十一号）第七条第四号の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のよう改正する。

（傍線部分は改正部分）

改

正

後

(法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者)
第二十三条の六 (略)

(法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者)
第二十三条の六 (略)

改
正
前

3 第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設

二 (略) 三十四 (略)

（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二 (略)

（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二 (略)

（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二 (略)

第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二 (略)

厚生労働大臣 武見 敬三